

一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てや介護を両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成29年 1月 1日～平成31年12月31日までの 3年間

2. 内容

目標1：育児や介護に参加できる制度を導入する。

<対策>

- 平成30年 4月～ 育児介護休業法の休業制度を上回る期間の休業制度の実施
- 平成30年 5月～ 制度実施の周知

目標2：子供の看護のための休暇を時間単位で利用できる制度を導入する。

<対策>

- 平成30年 6月～ 社員のニーズの把握、検討開始
- 平成30年12月～ 制度導入
- 平成31年 1月～ 制度実施の周知

目標3：平成31年12月までに所定外労働を削減する。

<対策>

- 60歳以降の継続雇用などによる従業員の確保
- 雇用拡充による従業員への負担軽減
- 機械化による作業の効率化
- 学生インターンシップを受け入れ、採用機会を確保

目標4：男性育児休業取得に向けた取組を実施する。

<対策>

- 平成30年10月～ 社員のニーズ把握、検討
- 平成30年12月～ 男性も育児休業取得できる旨のリーフレットの掲示
男性育児休業取得に向けた環境整備